

徳の花会会則（平成 24 年 6 月 9 日施行）

（名称）

第 1 条 本会は、学校法人女子美術大学教職員退職者の会「徳の花会」と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、事務所を東京都杉並区和田 1 丁目 49 番 8 号の学校法人女子美術大学内に置く。

（目的）

第 3 条 本会の目的は、次の各号とする。

- (1) 会員相互の親睦、交流をはかること。
- (2) 女子美の生徒・学生ならびに卒業生が行う研究・制作に対する支援に関すること。
- (3) その他

（事業）

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間の親睦及び交流と情報交換に関すること。
- (2) 女子美が行う教育・研究・制作等に対する支援に関すること。
- (3) 女子美と会員間の連絡
- (4) その他本会が必要とする事業に関すること。

（会員）

第 5 条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 女子美専任教職員であった者
- (2) 本会の趣旨に賛同する者（原則として会員 2 名の推薦を要す。）

（顧問）

第 6 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮り、総会の承認を得てこれを委嘱する。

（役員）

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1 名
- (2) 副代表幹事 2 名
- (3) 幹事 6 名以上 12 名以内とする。
- (4) 監査 2 名 ただし、1 名は法人より選出された者。

2 役員は 80 歳未満の会員で構成する。

3 役員は、総会の承認を得てこれを委嘱する。

（役員の職務）

第 8 条 代表幹事は、本会を統括し、本会を代表する。

2 代表幹事に事故あるときは、副代表幹事がその職務を代行する。

3 監査は、本会の会計その他の事業を監査し、総会においてその結果を報告する。

（任期）

第 9 条 役員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任できる。ただし、2 期 6 年までとする。

（会議・議決）

第 10 条 会議と議決

- (1) 本会の会議は、総会及び役員会とする。
- (2) 総会は、会員をもって構成し、毎年 1 回以上開催する。

- (3) 役員会は、第7条第1項で定める役員で構成し、必要に応じ隨時開催する。
 - (4) 総会及び役員会の議決は、それぞれ出席者の過半数の同意をもって成立する。
- (承認)

第11条 次の事項については、総会に報告し、承認を要する。

- (1) 毎年度事業報告並びに収支決算報告
 - (2) その他承認を要する重要事項
- (運営経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わる。

(退会)

第14条 会員が次のいずれかに該当したときは、退会とする。

- (1) 死亡による者
- (2) 自己都合による者
- (3) 原則として過去3年度以上に亘り連絡が不能であった者
- (4) その他

(会則改正の発議・決定・周知)

第15条 本会則の改正は、役員会の発議に基づき総会に提案し、総会出席者の過半数の同意を得て決定する。
2 会員は、この会則の改正が必要と判断したときには、代表幹事に対して書面により上申することができる。
3 代表幹事は、総会の議決に基づきこの会則が改正されたときには、総会欠席者に対して書面などの方法で、速やかに周知する。

(内規・その他)

第16条 本会会則の円滑な運用のため、代表幹事は役員会の承認を経て、内規を制定又は改正することができる。

2 本会則に規定されていない事項については、原則として、役員会において協議し、決定する。

(事務局)

第17条 本会に事務局を置き、職員若干名を配置する。

付 則

この会則は、平成24年6月9日より施行する。

付 則

この会則は、平成25年6月15日より施行する。

付 則

この会則は、平成27年6月20日より施行する。

付 則

この会則は、平成28年6月25日より施行する。

付 則

この会則は、平成30年6月16日より施行する。